

令和6年能登半島地震支援活動報告書

令和6年10月
彦根市

1 災害の概要(内容は内閣府の取りまとめ情報に基づく)

(1) 地震の概要

ア 1月1日16時10分の地震

(ア) 発生日時

令和6年1月1日16:10

(イ) 震源および規模(暫定値)

○ 場所：石川県能登地方(北緯37.5度、東経137.3度)

○ 規模：マグニチュード7.6(暫定値)

○ 震源の深さ：16km(暫定値)

(ウ) 各地の震度(震度5強以上)

石川県 震度7 志賀町、輪島市

震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町

震度6弱 中能登町

震度5強 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町

新潟県 震度6弱 長岡市

震度5強 新潟中央区、新潟南区、新潟西区、新潟西蒲区、三条市、柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、阿賀町、刈羽村

富山県 震度5強 富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村

福井県 震度5強 あわら市

イ 地震活動の状況

1月1日16:06の最大震度5強の地震以降、10月1日11時00分現在、震度1以上を観測した地震が1937回(震度7:1回、震度6強:0回、震度6弱:2回、震度5強:9回、震度5弱:7回、震度4:49回、震度3:184回、震度2:477回、震度1:1208回)

ウ 津波警報等

1月1日16時10分に発生した石川県能登地方を震源とする地震の津波注意報は、1月2日10時00分に全て解除。

(2) 人的・住家被害の状況

死者401人(うち災害関連死174人 行方不明者3人 負傷者1,336人)

全壊6,421棟 半壊22,823棟 一部損壊103,768棟

詳細は表1のとおり。

表 1

2 人的・住家被害等の状況（消防庁情報：10月1日 14:00 現在）

(1) 人的・住家被害

都道府県	人的被害							住家被害					非住家被害			
	死者	うち 災害 関連 死	行 方 不 明 者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計	公共 建物	その 他	合計
				重傷	軽傷	小計										
人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟				
新潟県	2	2		9	44	53	55	109	3,933		14	18,658	22,714		68	68
富山県	2	2		14	42	56	58	257	797			20,926	21,980		1,167	1,167
石川県	397	170	3	336	876	1,212	1,612	6,055	18,081	6	5	63,410	87,557	131	34,409	34,540
福井県					6	6	6		12			752	764		9	9
長野県												20	20			
岐阜県					1	1	1					2	2		1	1
愛知県					1	1	1									
大阪府					5	5	5									
兵庫県					2	2	2									
合計	401	174	3	359	977	1,336	1,740	6,421	22,823	6	19	103,768	133,037	131	35,654	35,785

※富山県の公表情報において住家被害の「未分類」と表記されている情報は本表に反映していない

※石川県の公表情報において非住家被害の「調査中」と表記されている情報は反映していない

《死者の内訳》

【新潟県】新潟市2人 【富山県】高岡市2人

【石川県】七尾市29人、小松市1人、輪島市161人、珠洲市126人、羽咋市1人、
白山市1人、内灘町3人、志賀町12人、中能登町1人、穴水町27人、
能登町35人

出典：内閣府「令和6年能登半島地震による被害状況等について(令和6年10月1日14:00現在)」

2 彦根市の支援活動内容

(1) 人的支援

合計81名(延べ84名)、内訳は下記のとおり。

ア 消防本部(緊急消防援助隊)関連

派遣職種：消防職員

派遣日数：12日間(延べ116日間)

派遣人数：29名(延べ29名)

○令和6年1月1日(月)～1月4日(木) 4日間

派遣先：石川県珠洲市 消防署(10名)

業務内容：緊急消防援助隊滋賀県大隊(第1次隊)の一員として活動

○令和6年1月4日(木)～1月7日(日) 4日間

派遣先：石川県珠洲市 消防署(10名)

業務内容：緊急消防援助隊滋賀県大隊(第2次隊)の一員として活動

○令和6年1月7日(日)～1月10日(水) 4日間

派遣先：石川県珠洲市 消防署(9名)

・業務内容：緊急消防援助隊滋賀県大隊(第3次隊)の一員として活動

イ 市立病院(DMAT等)関連

派遣職種：医師、看護師、業務調整員

派遣日数：23日間(延べ85日間)

派遣人数：19名(延べ19名)

○令和6年1月4日(木)～1月8日(月) 5日間

派遣先：石川県七尾市 市立病院DMAT(4名) ※第1隊

業務内容：滋賀県DMAT(災害派遣医療チーム)の一員として活動

○令和6年1月12日(金)～1月16日(火) 5日間

派遣先：石川県輪島市 市立病院災害支援ナース(1名)

業務内容：滋賀県災害支援チームの一員として活動(日本看護協会より要請)

○令和6年1月14日(日)～1月17日(水) 4日間

派遣先：石川県金沢市 市立病院DMAT(5名) ※第2隊

業務内容：滋賀県DMAT(災害派遣医療チーム)の一員として活動

○令和6年1月18日(木)～1月22日(月) 5日間

派遣先：石川県金沢市 市立病院DMAT(4名) ※第3隊

業務内容：滋賀県DMAT(災害派遣医療チーム)の一員として活動

○令和6年2月1日(木)～2月4日(日) 4日間

派遣先：石川県金沢市 市立病院DMAT(5名) ※第4隊

業務内容：滋賀県DMAT(災害派遣医療チーム)の一員として活動

ウ 上下水道関連

派遣職種：技術職

派遣日数：38日間(延べ112日間)

派遣人数：14名(延べ17名)

○令和6年1月8日(月)～1月12日(金) 5日間

派遣先：石川県能美市 下水道建設課(2名)

業務内容：下水道管渠被害調査業務

○令和6年1月22日(月)～1月26日(金) 5日間

派遣先：石川県能登町 上水道工務課(1名)、上下水道業務課(1名)

業務内容：病院・避難所での給水活動

○令和6年1月26日(金)～1月30日(火) 5日間

派遣先：石川県能登町 上水道工務課(2名)

業務内容：病院・避難所での給水活動

○令和6年2月18日(日)～2月22日(木) 5日間

派遣先：石川県津幡町 下水道建設課(2名)

業務内容：下水道管渠被害調査(2次調査業務)

○令和6年2月19日(月)～2月27日(火) 9日間

派遣先：石川県能登町 上水道工務課(4名)

業務内容：水道給配水管の応急復旧業務

○令和6年4月8日(月)～4月16日(火) 9日間

派遣先：石川県能登町 上水道工務課(5名)

業務内容：水道給配水管の応急復旧業務

エ 被災建築物・被災宅地関連

派遣職種：技術職、事務職

派遣日数：43日間(延べ71日間)

派遣人数：11名(延べ11名)

○令和6年1月6日(土)～1月10日(水) 5日間

派遣先：石川県中能登町 建築課(1名)

業務内容：被災建築物応急危険度判定業務

○令和6年1月15日(月)～1月19日(金) 5日間

派遣先：石川県珠洲市 建築指導課(1名)

業務内容：被災建築物応急危険度判定業務

○令和6年2月15日(木)～2月19日(月) 5日間

派遣先：石川県内灘町 都市計画課(1名)

業務内容：被災宅地危険度判断士として活動

○令和6年3月19日(火)～3月25日(月) 7日間

派遣先：石川県能登町 税務課(2名)

業務内容：住家被害認定調査業務

○令和6年4月3日(水)～4月9日(火) 7日間

派遣先：石川県能登町 税務課(2名)

業務内容：住家被害認定調査業務

○令和6年4月23日(火)～4月29日(月) 7日間

派遣先：石川県能登町 税務課(2名)

業務内容：住家被害認定調査業務

○令和6年5月18日(土)～5月24日(金) 7日間

派遣先：石川県能登町 税務課(2名)

業務内容：住家被害認定調査業務

オ 避難所運営関連

派遣職種：事務職等

派遣日数：21日間(延べ28日間)

派遣人数：4名(延べ4名)

○令和6年3月11日(月)～3月17日(日) 7日間

派遣先：石川県能登町 危機管理課(1名)、ライフサービス課(1名)

業務内容：避難所運営支援業務

○令和6年3月16日(土)～3月22日(金) 7日間

派遣先：石川県能登町 清掃センター(1名)

業務内容：避難所運営支援業務

○令和6年3月21日(木)～3月27日(水) 7日間

派遣先：石川県能登町 働き方・業務改革推進課(1名)

業務内容：避難所運営支援業務

カ その他

派遣職種：事務職、保健師

派遣日数：13日間(延べ27日間)

派遣人数：4名(延べ4名)

○令和6年3月18日(月)～3月24日(日) 7日間

派遣先：石川県能登町 生活環境課(1名)、社会福祉課(1名)、住宅課(1名)

業務内容：被災家屋等の公費による解体・撤去、住宅の応急修理、被災者生活再建支援(公的支援関連制度の申請受付業務)

○令和6年4月29日(月)～5月4日(土) 6日間

派遣先：石川県金沢市 健康推進課(保健師1名)

業務内容：健康相談支援、衛生管理業務

(2) 物的支援

○令和6年1月8日(月) 輸送先：石川県能登町

支援物資：飲料水(500ml ペットボトル 300箱(7,200本))

※滋賀県市長会および滋賀県による支援活動の一部として、県が手配したトラックで輸送

3 支援活動内容の報告および情報共有

(1) 令和6年能登半島地震 被災地支援活動報告会

本市では、被災地支援活動の内容や課題等を全職員で共有し、今後の彦根市の防災行政に活かすことを目的として、「令和6年能登半島地震 被災地支援活動報告会」を令和6年4月に開催した。

ア 報告会の概要

(ア) 日時 令和6年(2024年)4月22日(月) 14:00～16:00

(イ) 場所 彦根市役所 5-1、5-2 会議室

(ウ) 参加者 職員等 約60名

(エ) 内容

a 住家被害認定調査業務

◇ 税務課(資産税係)で支援した「住家被害認定調査業務」については、第1次調査、第2次調査に分かれ実施されており、特に第2次調査には多くの時間を要した。

◇ 本業務については、様々な支援措置を受けるために必要な「罹災証明」に係る住家の被害状況認定業務であり、本業務の判断如何で、受けられる支援措置が変わってくるため、重責を担う業務である。

◇ 被災した自治体には、彦根市をはじめ、多くの自治体から応援職員が入り、業務を行っていたものの、それでも業務には数か月単位で時間を要する。

◇ 本市が被災した場合にも、税務課職員だけでは人員が不足し、多くの時間を要することが予想されることから、平時から災害時の体制を検討しておくことが必要である。

b 下水道管渠被害調査業務

◇ 発災直後から準備をしていたものの、正式な派遣要請が来るまでは若干の時間を要した。

◇ 活動場所の石川県能美市は地震そのものの被害はそれほど大きくはなかったも

の、他の自治体の活動場所では大きな被害があったところもある。

- ◇ 業務内容としては、割り当てられた地域のマンホールの蓋を開けていき、順次、内部の被害状況を確認するというもの。
- ◇ 業務のために配布された紙台帳ではマンホール番号等の必要な情報が欠落しており、調査後に台帳と照合するという業務が発生してしまっていた。
- ◇ 支援活動では宿泊地からの移動時間にかかるタイムロスや、データの受け渡し方法を事前に準備しておく必要性、業務に持ち込む端末のセキュリティ設定等が課題であると感じた。
- ◇ 台帳との照合について、被災時は特に本市でも同じことが発生する恐れがあると感じたため、帰庁したのち、直ちにシステム委託業者にも確認し、必要な情報をすぐに渡せるような準備を整えた。

c 水道給配水管の応急復旧業務

- ◇ 上水道事業としては、被災地への応急給水支援と水道管の応急復旧の2つの支援業務を実施した。
- ◇ 応急給水支援では彦根市の給水車で向かい、現地の浄水場で受水し、必要な場所で給水した。また、宿泊地が遠方であったこともあり、町役場の議場に宿泊するなどの必要もあった。
- ◇ 水道管の応急復旧については、彦根水道協同組合、彦根市管工設備工事協同組合とともに被災地向かい、復旧工事を行った。
- ◇ 活動では、他の市町などともLINEを使って情報共有し、業務に役立った。また、給水車で受水する際に、管の継手の規格や形状が異なることがあるため、アタッチメント等を用意しておく必要がある。
- ◇ 運転免許制度の改正により、若手の職員は給水車を運転することができない。講習に行ってもらい、限定解除を進めているものの、被災時に使用する車両の運転者の確保は課題である。

d 被災建築物応急危険度判定業務

- ◇ 本業務は、地震により被災した建築物について被害の状況を調査し、その後の余震等による二次災害発生の危険性を判定し、判定結果を建築物へ表示することで、二次災害から住民の安全を確保することを目的としている。なお、本業務は罹災証明のための調査(被災度区分判定)とは異なるものである。
- ◇ 判定士は認定された職員等が各自治体から派遣され、分担を決めて、担当エリア

を調査していくという形であった。

- ◇ 判定後の集計作業に時間が掛かっているのが現状である。今後は専用のアプリを用いた作業の効率化などにより、判定業務運営の効率化を図っていくことが必要。
- ◇ 交通インフラの寸断・損傷情報の共有が不十分で、現地の移動ルート決定や移動所要時間の予測が困難であった。こういった情報はいち早く共有できる危機管理体制があるとよい。
- ◇ 集計作業、ミーティング、本部の3部屋で業務を行い、スムーズな運営がなされていた。円滑な判定業務体制には、場所の確保も必要である。
- ◇ 今回の判定では、LINE等の様々な情報ツールを活用し、情報を先遣隊や後続隊とスムーズに共有できたため、効率的な業務遂行が達成できたと感じた。

e 避難所運営支援業務

- ◇ 能登町内における避難所の掃除、食事準備、物資調整・配送、健康管理等の運営支援を実施。
- ◇ 能登町の避難所運営マニュアルでも「避難者の自主運営」が示されていたが、自主運営ができていない所と、そうでない所で差が大きかった。
- ◇ 災害時には市職員の人手不足が深刻になるため、避難者(住民)にできることは、避難者(住民)にしてもらう必要があり、訓練や講座を通じた普段からの周知・啓発が必要。
- ◇ 避難の終息期には、避難所の閉鎖を含めた対応が必要であり、避難所の移転や閉鎖については、避難者とのコミュニケーションが欠かせないと感じた。

f 被災家屋等の公費による、解体・撤去、住宅の応急修理、被災者生活再建支援

- ◇ 被災家屋の公費による解体・撤去制度、住宅応急修理制度、被災者生活再建支援制度にかかる申請受付業務は、被災者と直接接する窓口業務であった。
- ◇ 申請が集中する日もあり、どうしても長い待ち時間が生じたこともあった。
- ◇ 公費解体についてのQ&Aが作成されており、ほとんどの事例はQ&Aを見ることで対応することができた。
- ◇ 受付終了後に全体で情報共有を行い、Q&Aに記載のない事例など、判断の難しい事例への対応について、共通認識を持つことができた。
- ◇ 登記に記載されている所有者が亡くなっている家屋が一定数あり、相続権者の同意が必要になるなど、申請が円滑に進まないケースが見られた。

g 滋賀県DMAT(災害派遣医療チーム)・災害支援ナースの一員として活動

- ◇ DMA Tは合計4隊が、災害支援ナースは1名が派遣された。
- ◇ DMA Tについては、派遣時期によって活動内容は異なり、第1次隊は主に病院の避難支援、支援受入れ体制の確立などを実施し、第2次隊以降は、域内搬送や一時待機ステーションの運営を行った。
- ◇ 特に第1次隊については、情報の行き違いや移動の困難さ、行政との連携不足などの課題があった。
- ◇ 一時待機ステーションは要介護4～5の入所者が、2次避難先の施設に移るまでの一時待機場所として県が設置していた。DMA Tは一時待機ステーションで医療活動等に従事。
- ◇ 災害支援ナースについては、主として輪島高校の避難所で健康管理支援に当たった。避難所スタッフ全員の協力により、ラジオ体操を導入し、避難者も快く参加してくださった。

h 緊急消防援助隊滋賀県大隊の一員として活動

- ◇ 滋賀県隊として集合し、被災地に向かったものの、被災地までの道路網が寸断されており、到着するまでに多くの時間を要した。
- ◇ 最終的には自衛隊の艦艇での移動となり、持っていくことのできる資機材が限定された。
- ◇ 現着までに時間を要したこともあり、搜索活動では生存者を発見できなかったものの、重傷を負い、救急搬送を行った住民からは「わざわざ滋賀県からありがとう」と何度も感謝の言葉をかけていただいた。

4 支援活動で得られた教訓

(1) 総論

ア 応援職員を含めた情報共有の重要性

- ◇ LINE等のSNSを活用した、応援職員間での情報共有が役立ったという声が多く聞かれた。ただし、LINE等については、機密情報や個人情報を取り扱うことができないなどの課題もあるため、今後、応援職員を含めた職員間での情報共有の方法については、研究が必要と思われる。

イ 最初から災害時の受援を意識した台帳等資料の整備(見える化)

- ◇ 応援職員は被災地の土地勘がないため、予備知識なしでも「見ればわかる」という状態まで、被災時に使用する台帳や資料を整えておく必要がある。

ウ クラウド等を含めた最新の情報ツールの活用

- ◇ いくつかの業務ではクラウド化された情報ツールを活用するなど、最新の情報ツールを活用して、効率的に情報共有と業務を実施できたとの報告があった。
- ◇ クラウドを活用できれば、市の情報システムに障害が生じた場合でも利用が可能であり、また、応援で来た外部機関でもアクセスが可能であるため、情報共有、業務の遂行がスムーズに実施できる可能性がある。

エ 実効性のある受援体制・BCPの構築

- ◇ 支援活動を行った滋賀県職員からは、被災自治体における受援体制に課題があり、特に当初は混乱が生じていたとの指摘があった。
- ◇ 本市においても、受援計画・BCPとも策定済みであるが、実効性のあるものになっているかどうか、検証が必要である。

(2) 各論

ア 住家被害認定調査業務

- ◇ 本市が被災した際の本業務に従事する職員の体制の研究・検討(他自治体からの応援職員の受入れを含む)が必要

イ 下水道管渠被害調査業務

- ◇ 本業務に必要な情報の整理、見える化が必要(既に対応済み)
- ◇ 被災調査に従事する職員間の情報共有、体制について研究・検討(他自治体からの応援職員含む)が必要
- ◇ 遠隔地での調査表の整理、情報伝達のため、一般的なソフトウェア(画像編集、メール機能など)がインストールされたパソコン、Wi-Fi環境の確保が必要

ウ 水道給配水管の応急復旧業務

- ◇ 給水業務で応援・受援する際の各種アタッチメントの準備が必要
- ◇ 給水車を運転できる職員の確保が必要(取組継続)

エ 被災建築物応急危険度判定業務

- ◇ 本市が被災した際の本業務に係る情報共有の仕組み等について研究・検討が必要

オ 避難所運営支援業務

- ◇ 避難者による自主的な避難所運営に向けた啓発・訓練の実施が必要

カ 被災家屋等の公費による、解体・撤去、住宅の応急修理、被災者生活再建支援

- ◇ 本市が被災した際の本業務に従事する職員の体制の研究・検討(他自治体からの応援職員の受入れを含む)が必要

キ 滋賀県DMA T(災害派遣医療チーム)・災害支援ナースの一員として活動

◇ 平時から行政と連携した訓練・準備が必要

ク 緊急消防援助隊滋賀県大隊の一員として活動

◇ 本市における通常の消防体制を確保しながらの応援出動が原則であるため、短期、長期間問わず、それに応じた的確な応援部隊の編成計画(車両、人員選定ほか)が必要

◇ 発災後、応援要請(災害規模によっては事前計画により自動的に)により迅速に応援出動するため、万全な個人装備品の事前準備のほか、複雑多様化する災害形態や時季(酷暑期、厳冬期)に対応する必要資機材の精査ならびに応援先での断水によるトイレ問題等に対処できる体制の確保等について検討が必要(滋賀県大隊としての枠組みにおいても検討中)

ケ 健康相談支援、衛生管理業務

◇ 避難所生活における健康課題に対応できる職員の育成

5 教訓を受けた今後の対応

(1) 彦根市災害時受援計画の見直し【危機管理課】

◇ 今回の教訓を踏まえ、より実効性の高いものとなるように、見直しを行う。

(2) 彦根市業務継続計画の見直し(各部局の個別BCPを含む)【危機管理課、各課】

◇ 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた見直しを行う。

◇ 上記受援計画を踏まえ、他自治体の応援を受けることも想定した見直しを行う。

(3) 避難所の自主運営に向けた啓発や避難所開設運営訓練の実施【危機管理課、関係課】

◇ 毎年実施している彦根市防災訓練の避難所開設運営訓練において、住民の協力・参画を得ながら、避難者(住民)の自主運営を目指した訓練を実施する。

◇ 自主防災組織リーダー研修や出前講座等の機会を利用して、避難所の自主運営について説明と啓発を行う。

◇ 職員向けに開催している避難所開設運営訓練においても、避難所の自主運営の重要性を説明し、避難所開設初期から、避難者に運営に参画していただけるように研修を行う。